

令和元年 6 月 5 日

建築確認の申請を行う皆様へ

新潟労働基準監督署長



木造建築現場において使用する足場について（お願い）

日頃より、労働基準行政にご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

当署管内では、平成 29 年に木造建築現場において、塗装作業中の労働者が足場からの墜落による死亡災害が発生しましたが、毎年、足場からの墜落や建屋の開口部からの墜落により、重篤な災害が発生しています。

木造建築現場において使用される各種「足場」については、工事を行う作業者の墜落防止はもちろん、物が落ちることを防止するために、裏面の写真にあるような手すり、幅木などを設置する必要があります。この墜落防止措置が取られないことで、災害が発生することもありますので、施主の皆様には、実際に作業を行う作業者の安全のために、工事を請け負う事業者に対し、法律に適合する足場の発注をお願いします。

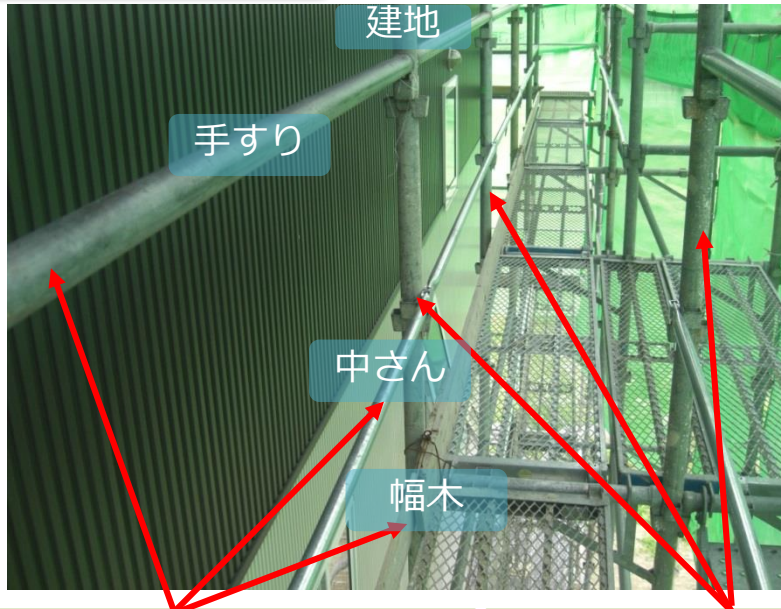
安全な足場の設置は、無事故・無災害につながるものとなります。作業者の安全のためにも、無災害で工事が完了し引き渡しを受けるためにも、施主の皆様の御協力を願います。

担当部署

新潟労働基準監督署 安全衛生課

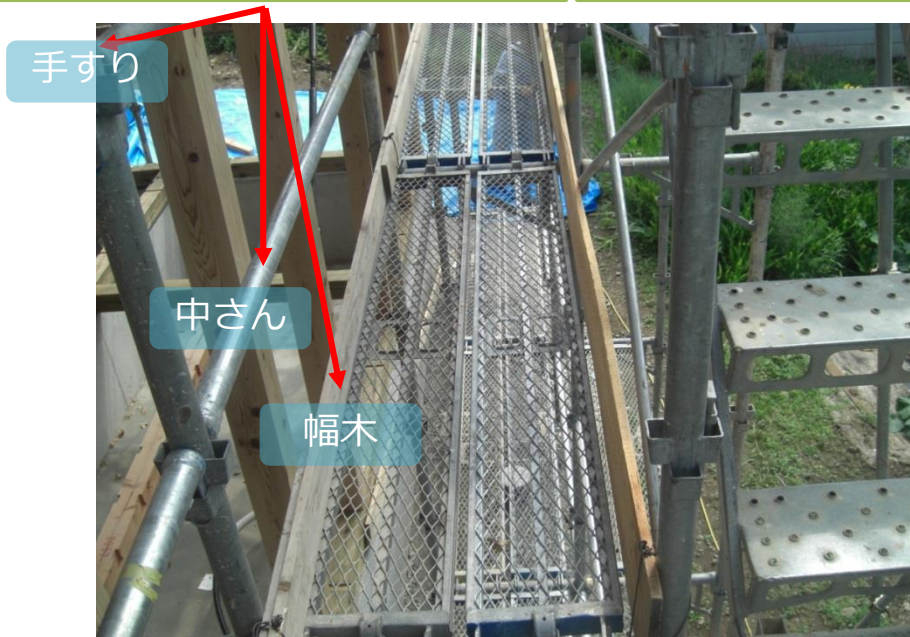
電話(025)288-3571

法律に適合した足場の設置例



手すり・中さん・幅木等を設置
(足場の内側・外側の両方に全て必要)

内側と外側に建地の設置
(手すり等の設置のためにも必ず必要)



参考

くさび緊結式足場（単管足場）の墜落等防止措置

手すり（高さ85cm以上）、中さん（高さ35cm～50cmの位置）、幅木等を設置する（外側・内側の両方）。

